令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　金沢市

【対象職員】

・市長、教育委員会、公営企業管理者、病院事業管理者、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び消防長の各事務部局に属する全職員。（特別職を除く。）

・対象職員を「任期の定めのない常勤職員」と「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に区分する。

※「任期の定めのない常勤職員以外の職員」…　再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員

【算出方法】

「任期の定めのない常勤職員」「任期の定めのない常勤職員以外の職員」及び「全職員」それぞれについて、以下の方法により算出したものを男女の給与の差異とする。

$$\text{男女の給与の差異} = \frac{\text{女性職員の年間平均給与}}{\text{男性職員の年間平均給与}}$$

女性職員の年間平均給与　…　女性職員の年間給与総額 ／ 女性職員数

男性職員の年間平均給与　…　男性職員の年間給与総額 ／ 男性職員数

※ 職員数は、各月の給与支払日において給与を支給した職員数の平均。

※ 給与は、対象期間中に支払われた給料及び手当等の合計。（非課税の通勤手当、退職手当等は含まない）

【対象期間】

令和７年４月から令和８年３月まで

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	87.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	68.7%
全職員	65.5%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	112.0%
本庁課長相当職	103.9%
本庁課長補佐相当職	98.5%
本庁係長相当職	95.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	95.5%
３１～３５年	95.6%
２６～３０年	94.1%
２１～２５年	94.2%
１６～２０年	92.7%
１１～１５年	94.5%
６～１０年	92.7%
１～５年	85.1%

【説明欄】

１．全職員に係る情報

【任期の定めのない常勤職員】

○条例で定める給料表は、同一の級・号給であれば同一の額であり、各職員の給与は男女の別によることなく決定される。各職員の給与の差は、適用される給料表の違いや、支給される手当の違い等から生じる場合がある。

○扶養手当は、男性職員が受給している割合が高く、支給件数で８割超となっている。

○管理職に占める男性職員の割合は81.3％と、相対的に給与水準の高い役職の階級に男性職員が多くなっている。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

○給与額の設定に男女の別はないため、週又は月当たりの勤務時間数とそれに応じた給与額の違いや支給される手当の違い等により差が生じる場合がある。

○パートタイムの給与形態であることから相対的に給与水準が低い傾向にある「非常勤的会計年度任用職員」は、男性職員数の２割程度にとどまるが、女性職員数のうちでは半数を占めている。

【全職員】

○男女の職員数はほぼ同数だが、相対的に給与水準が高い傾向にある「任期の定めのない常勤職員」が、男性職員数のうち約８割であるのに対し、女性職員数のうちでは半数以下となっており、相対的に給与水準が低い傾向にある「任期の定めのない常勤職員以外の職員」が女性職員に多い。

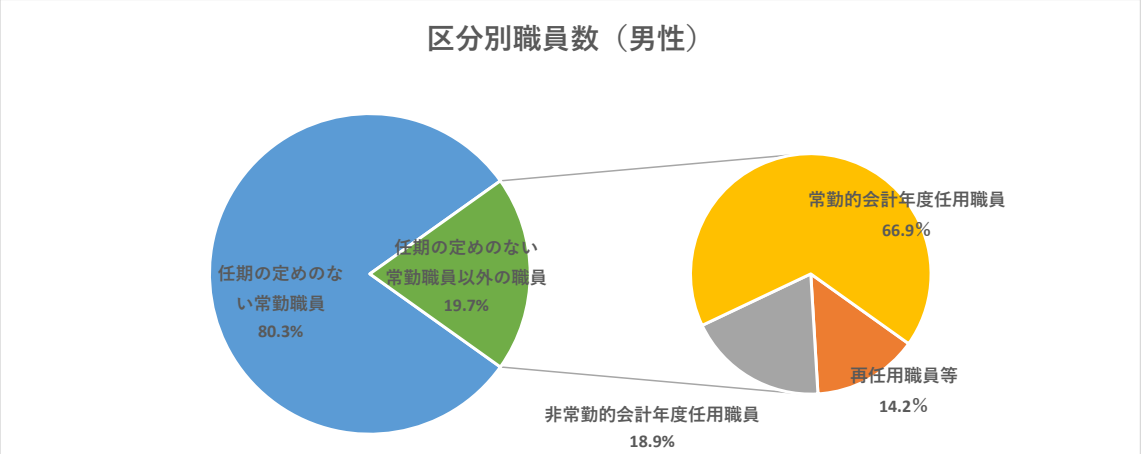

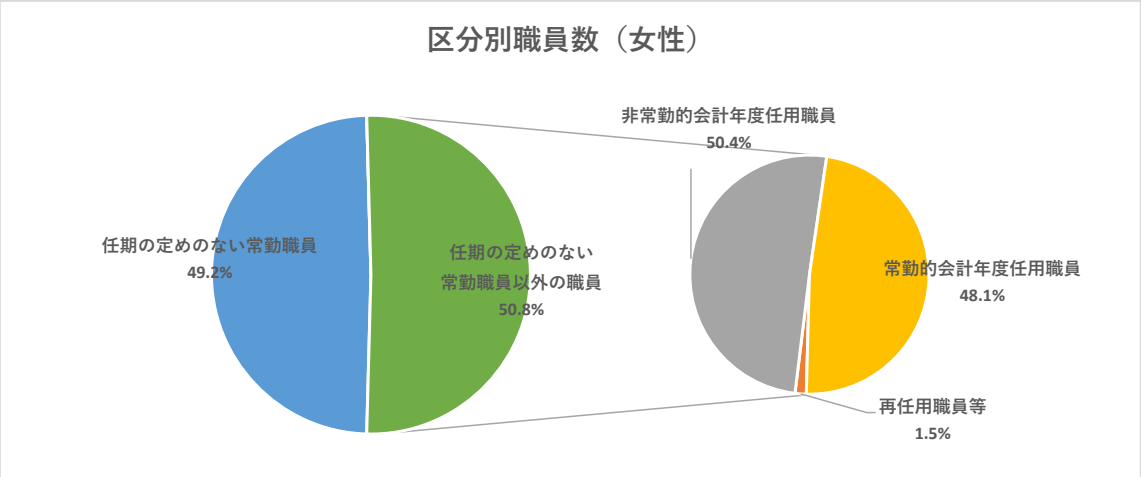

２．（1）「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別の情報

○「本庁部局長・次長相当職」では、他の職種より給与水準の高い医療職給料表（一）の適用者が女性職員では５割程度であるのに対し、男性職員では２割程度である。

２．（2）「任期の定めのない常勤職員」に係る勤続年数別の情報

○「１～５年」については、他団体からの割愛等により本市職員となった者が含まれており、これらの職員に男性職員の割合が高く、また、上位の級での格付けとなることが多い。

＊勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。